

姫路市雨水貯留タンク設置助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、雨水の流出抑制及び良好な水環境に対する市民意識の高揚を図ることを目的とし、市民等による雨水貯留タンクの本市域内における設置を促進するための姫路市雨水貯留タンク設置助成金（以下「助成金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 雨水貯留タンク 建物の屋根に降った雨水を雨樋から集水して貯留する貯留槽及びその附帯設備をいう。
- (2) 対象建物 本市域内の戸建住宅、集合住宅、事業所、集会所をいう。
- (3) 申請者 助成金の交付を受けようとする者で、姫路市内に住所を有する者又は本市域内に事業所を有する事業者をいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付対象となる者は、対象建物に雨水貯留タンクを設置する申請者で、当該建物を所有する者又は当該建物を使用する者とする。ただし、次に掲げる者は除く。

- (1) 国、地方公共団体その他これらに準ずる団体
- (2) 販売を目的として対象建物を所有する者
- (3) 姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は関係機関等

2 助成金の交付は、同一建物に対して原則1回限りとする。

(助成対象施設)

第4条 助成金の交付対象となる雨水貯留タンクは、貯留槽の容量が80リットル以上のもので、本市域内に店舗等の営業所を有する事業者（以下「市内業者」という。）から購入する市販のものとし、設置工事を事業者に依頼する場合は市内業者が設置するものとする。ただし、次に掲げるものは助成金の交付対象としない。

- (1) 既に市の助成金を受けたことがある雨水貯留タンクを作り替えようとするもの
- (2) 浄化槽転用型など雨水貯留タンクを改造等により設置するもの

2 助成金の交付対象となる雨水貯留タンクは、1申請につき1基とする。

(助成金額)

第5条 助成金額は、雨水貯留タンク1基の購入費及び設置費の合計額（消費税及び地方消費税を含む。）に2分の1を乗じて得た金額とする。ただし、限度額を30,000円とし、助成金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（交付申請）

第6条 申請者は、雨水貯留タンクを設置する前に、姫路市雨水貯留タンク設置助成金交付申請書（様式第1号）を上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

2 前項の申請書には次に掲げる書類を添付しなければならない。

- （1）誓約書（様式第2号）
- （2）雨水貯留タンク設置前の写真
- （3）雨水貯留タンクを設置する対象建物又は当該建物が存する土地の所有者が申請者でない場合は、当該所有者の承諾書（様式第3号）
- （4）その他管理者が必要と認める書類

（交付決定）

第7条 管理者は、前条第1項に規定する交付の申請があったときは、申請内容を審査し、速やかに交付の可否を決定し、交付を行うときは、姫路市雨水貯留タンク設置助成金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。ただし、交付は、毎年度予算の範囲内で行うものとする。

2 管理者は、交付を行わないときは、理由を付して姫路市雨水貯留タンク設置助成金不交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（申請内容の変更等）

第8条 前条第1項の決定の通知を受けた者（以下「交付対象者」という。）は、申請内容を変更（ただし、軽微な変更を除く。）しようとするときは、姫路市雨水貯留タンク設置変更申請書（様式第6号）により、申請を取り下げようとするときは、姫路市雨水貯留タンク設置取下届（様式第8号）により速やかに管理者の承認を受けなければならない。

2 管理者は、前項に規定する申請があったときは、申請内容を審査し、変更申請に対しては、姫路市雨水貯留タンク設置変更承認通知書（様式第7号）により、取下げ申請に対しては、姫路市雨水貯留タンク設置取下承認通知書（様式第9号）により交付対象者に通知するものとする。

3 第1項の軽微な変更は、次の各号に掲げる姫路市雨水貯留タンク設置助成金交付申請書（様式第1号）の事項とする。

(1) 雨水貯留タンクの容量（ただし、容量は、８０リットルを下回らないこと。）

(2) 雨水貯留タンクの購入価格

(3) 雨水貯留タンクの設置完了時期

（完了報告）

第９条 交付対象者は、助成金交付の決定を受けた日から６０日以内に雨水貯留タンクを設置し、その工事が完了した日から３０日以内に、姫路市雨水貯留タンク設置完了報告書（様式第１０号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

(1) 雨水貯留タンク購入の際の領収書（写し）

(2) 設置工事を事業者依頼した場合 設置費の領収書（写し）

(3) 雨水貯留タンク設置後の写真

(4) 雨水貯留タンク設置助成金交付請求書（様式第１２号）

(5) その他管理者が必要と認める書類

（完了検査）

第１０条 管理者は、前条に規定する報告を受けたときは、報告内容を審査し、必要があると認めるときは、雨水貯留タンクの設置状況を検査することができる。

（交付確定）

第１１条 管理者は、前条の審査又は完了検査の結果、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、速やかに交付する金額を確定し、姫路市雨水貯留タンク設置助成金額確定通知書（様式第１１号）により助成対象者に通知するものとする。

（交付決定の取消等）

第１２条 管理者は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、第７条の規定による助成金交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、特別の事情があるときはこの限りでない。

(1) 第９条に規定する報告書が、指定期間内に提出されないとき。

(2) 偽りその他不正な手段により助成金交付の決定を受け、又は受けようとしたとき。

(3) 助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(4) この要綱の規定に違反したとき。

２ 管理者は、前項の規定により助成金交付の決定を取り消したときは、姫路市雨水貯留タンク設置助成金不交付決定通知書（様式第５号）により交付対象者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第１３条 管理者は、前条の規定により助成金交付の決定を取り消した場合において、既に助

成金が交付されているときは、期間を定めてその全部又は一部を返還させることができる。

(立入調査)

第14条 管理者は、当該事業の適正な執行を確保するために、助成金の交付後、必要がある
と認めるときは、雨水貯留タンクの設置状況を現地において調査することができる。

(維持管理等)

第15条 助成金の交付を受けた者は、雨水貯留タンクの定期的な清掃及び点検をするなど適
正に維持管理し、交付を受けた日から7年以上存続させなければならない

2 助成金の交付を受けた者は、雨水貯留タンクを助成金交付の目的に反して使用、譲渡、交
換、貸し付け、又は担保に付してはならない。

3 前項の規定にかかわらず、助成金の交付を受けた者が、やむを得ず雨水貯留タンクを第三
者に譲渡等しなければならないときは、その旨を管理者に届け出なければならない。また、
故障等により7年間の存続ができなくなった場合も同様とする。

4 故障や修理が必要な場合は設置者の責任及び負担で行わなければならない。

5 施設設置の異常等により、第三者に損害等を負わせた場合は設置者の責任及び負担で問題
を解決しなければならない。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に旧要綱に定める様式による書面がある場合は、当面の間、それ
を取り繕って使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に旧要綱に定める様式による書面がある場合は、当面の間、それ
を取り繕って使用することができる。

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式第1号及び第10号による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

姫路市雨水貯留タンク設置助成金交付申請書

申請日 _____

(宛先) 姫路市上下水道事業管理者

申請者 住所

氏名 _____

電話番号

姫路市雨水貯留タンク設置助成金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

なお、当該助成金の交付対象であることを確認するため、姫路市が保有する申請者の住民基本台帳及び税務資料の閲覧に同意します。

設置場所	
土地・建物の所有者	
建物形態	
貯留容量	リットル（予定） 購入価格（設置費用含む） 円（予定）
設置完了時期	※助成金の交付決定を受けた日から６０日以内に設置することとなっておりますので、ご注意ください。
添付書類	☐ 誓約書 ☐ 設置前の写真 ☐ 承諾書（申請者と土地・建物所有者が異なる場合のみ） ☐ その他（ ）

誓 約 書

日付.....

（宛先）姫路市上下水道事業管理者

申請者 住所.....

氏名.....

電話番号.....

姫路市雨水貯留タンク設置助成金の交付申請に当たり、雨水貯留タンクを設置後は、タンク内の雨水を定期的に利用又は排出し、長期間滞留させることのないよう適正に維持管理し、事故防止及び安全対策に努めるとともに、助成金交付の日から 7 年以上存続させることを誓います。

また、設置作業中及び設置完了後において、雨水貯留タンクの変形、破損等により申請者又は第三者に事故、問題等が生じた場合にも、姫路市にその損害賠償を請求いたしません。

なお、転居等に伴い雨水貯留タンクを第三者に譲渡しようとするときは、その旨を上下水道事業管理者に届け出た上で、その第三者に対し、上記の旨を説明の上、承継します。

様式第3号（第6条関係）

承 諾 書

私は、以下の設置場所に雨水貯留タンクを設置すること及びそれに伴って建物等に工作を加えることを、
当該土地・建物所有者として、承諾します。

なお、当該申請に当たり、雨水貯留タンク設置に係る助成金の交付対象となる土地又は建物であることの
確認のため、姫路市が保有する土地又は建物の所有者の税務資料の閲覧に同意します。

設置場所.....

日付.....

土地所有者 住所.....

（自署） 氏名.....

電話番号.....

日付.....

建物所有者 住所.....

（自署） 氏名.....

電話番号.....

姫路市雨水貯留タンク設置助成金交付決定通知書

日付.....

.....様

姫路市上下水道事業管理者

.....年.....月.....日付けで申請のあった姫路市雨水貯留タンク設置助成金について、下記のとおり交付決定したので通知します。

記

1 受付番号 第.....－.....号

2 交付予定額 金....., 000円

（上記の金額が助成金交付申請書の交付申請額より変更となる場合の理由）

.....
.....

3 交付条件

（1）変更の申出

申請内容を変更しようとするときは、姫路市雨水貯留タンク設置変更申請書（様式第6号）を、申請を取り下げようとするときは、姫路市雨水貯留タンク設置取下届（様式第8号）を上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に提出すること。

なお、雨水貯留タンクの設置が予定の期間内に完了しない場合又は設置が困難となった場合は、速やかに管理者に報告し、その指示を受けること。

（2）設置

設置については、助成金交付の決定を受けた日から60日以内に実施すること。

（3）完了報告

完了報告については、設置完了後30日以内に、姫路市雨水貯留タンク設置完了報告書（様式第10号）を管理者に提出し、完了検査を受けること。

（4）維持管理等

設置工事の完了後は、雨水貯留タンクを適正に維持管理し、事故防止及び安全対策に努めるとともに、助成金交付の日から7年以上存続させること。

様式第5号（第7条、第12条関係）

姫路市雨水貯留タンク設置助成金不交付決定通知書

日付

.....様

姫路市上下水道事業管理者

.....年.....月.....日付けで申請のあった姫路市雨水貯留タンク設置助成金の交付申請について、下記の理由により、交付しないことに決定したので通知します。

記

1 受付番号 第.....号

2 理由

This image shows a full page of white paper with horizontal dashed lines, typical of primary school handwriting practice paper. The lines are evenly spaced and run across the entire width of the page. There are no margins, text, or other markings present.

姫路市雨水貯留タンク設置変更申請書

日付.....

(宛先) 姫路市上下水道事業管理者

申請者 住所.....

氏名.....

電話番号.....

姫路市雨水貯留タンク設置助成金に係る申請内容を変更したいので、下記のとおり申請します。

変更内容	変更後	変更前
変更理由		
添付書類	☐ 承諾書（申請者と土地・建物所有者が異なる場合のみ） ☐ その他（ ）	

※添付書類については、変更申請に伴い必要となるものを添付すること

様式第 7 号（第 8 条関係）

姫 路 市 雨 水 貯 留 タ ン ク 設 置 変 更 承 認 通 知 書

日付.....

.....様

姫路市上下水道事業管理者

.....年.....月.....日付けで申請のあった姫路市雨水貯留タンク設置助成金に係る変更内容について、承認したので通知します。

	変更後	変更前
交付予定額	金 , 0 0 0 円	金 , 0 0 0 円
その他		

姫 路 市 雨 水 貯 留 タ ン ク 設 置 取 下 届

日付.....

（宛先）姫路市上下水道事業管理者

申請者 住所.....

氏名.....

電話番号.....

姫路市雨水貯留タンク設置助成金に係る申請を取り下げたいので、下記のとおり届け出ます。

取下げの理由	
--------	--

様式第 9 号（第 8 条関係）

姫 路 市 雨 水 貯 留 タ ン ク 設 置 取 下 承 認 通 知 書

日付.....

.....様

姫路市上下水道事業管理者

.....年.....月.....日付けで申請のあった姫路市雨水貯留タンク設置助成金に係る取り下げについて承認したので通知します。

指示事項

.....

.....

.....

.....

.....

.....

姫路市雨水貯留タンク設置完了報告書

日付

(宛先) 姫路市上下水道事業管理者

申請者 住所 _____

氏名 _____

電話番号.....

姫路市雨水貯留タンク設置助成金に係る設置工事が完了したので、下記のとおり報告します。

設置場所	☐ 申請者住所と同じ ☐ 申請者住所と異なる（以下を記入してください。） 住所.....		
貯留容量	リットル	購入価格 (設置費用含む)	円
設置完了日	年 月 日		
添付書類	☐ 領収書（写し） ☐ 設置後の写真 ☐ 雨水貯留タンク設置助成金交付請求書（様式第12号） ☐ その他（ ）		

姫路市雨水貯留タンク設置助成金額確定通知書

日付.....

.....様

姫路市上下水道事業管理者

.....年.....月.....日付けで完了報告のあった姫路市雨水貯留タンク設置助成金について、下記のとおり交付額を確定し、交付するので通知します。

記

1 交付確定額 金....., 000円

2 遵守事項

（1）維持管理

設置工事の完了後は、雨水貯留タンク内の雨水を定期的に利用又は排出し、長期間滞留させることのないよう適正に維持管理し、事故防止及び安全対策に努めるとともに、助成金交付の日から7年以上存続させるよう努めること。

（2）補償・責任等

助成金の交付を受けて設置した雨水貯留タンクの変形、破損等により、申請者又は第三者に事故、問題等が生じた場合にも、姫路市にその損害賠償を請求しないこと。

（3）その他

助成金の交付を受けて設置した雨水貯留タンクを、転居等に伴い第三者に譲渡しようとするときは、その旨を上下水道事業管理者に届け出たうえで、その第三者に対し、上記の旨を説明し、承継すること。

姫 路 市 雨 水 貯 留 タ ン ク 設 置 助 成 金 交 付 請 求 書

日付.....

（宛先）姫路市上下水道事業管理者

申請者 住所.....

氏名.....

電話番号.....

下記のとおり、姫路市雨水貯留タンク設置助成金を請求します。

交付請求額	金.....， 0 0 0 円
-------	-----------------